

障害者福祉計画

目 次

I 基本的な考え方

- 1 基本的課題 103
- 2 「基本目標」に向けての考え方 104
- 3 計画期間 105
- 4 施策の体系 106

II 施策の展開

- 1 互いに認めあい、参画する地域社会づくり 107
- 2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制 110
- 3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり .. 112
- 4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり 114

III 障害福祉サービスの目標と取り組み

～第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画～

- 1 計画策定の概要 117
- 2 成果目標 119
- 3 障害福祉サービス等の見込量 126
 - (1) 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込量 126
 - (2) 児童福祉法に基づくサービス等の見込量 134
- 4 地域生活支援事業 136

I 基本的な考え方

1 基本的課題

(1) 障害の有無で分け隔てられることなく生活できる地域社会づくり

改正障害者基本法^{*}では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的に掲げられています。

障害の有無や年齢にかかわらず人が地域で安心して生活していくには、他人を思いやり、お互いを支え合う精神が大切です。そのため、限られた人や行政だけでなく、「地域社会全体での自助・共助・公助^{*}による協働^{*}のしくみづくり」が求められます。

(2) 新法・法改正等への対応

近年、障害のある人に関する法律・制度においては、「障害者差別解消法^{*}」の制定・施行、「障害者総合支援法^{*}」・「児童福祉法」の改正と「障害児福祉計画」の導入等、新法・新制度の施行や法・制度改正が続いています。本市においても、体制の整備に対応していくとともに、目まぐるしく変わる制度等に関する情報を本人や家族その他の支援者に迅速・正確に伝達し、適切にサービスを利用できるよう支援していく必要もあります。さらに、福祉等サービスの担い手である事業者などの関係機関に対しても「障害者自立支援協議会^{*}」等を通じて情報提供をしていくこととなります。今後も、高齢者向けのものや共通で提供される「共生型サービス^{*}」の実現をしていく中で、必要に応じて本計画の一部見直しも行って対応を図っていきます。

(3) 住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困り事等について気軽に相談できる窓口の整備や、必要な時に必要なサービスを利用できる体制が不可欠であり、今後、基幹的な役割を持つ相談支援体制の充実を図ることが求められます。また、近年、障害のある人やその支援者等の高齢化が進んでいることも課題となっています。さらには、障害特性に配慮した災害時の支援や、施設の整備の際などに障害のある人からの意見等を踏まえ、地域の実情に合わせた環境整備を行っていくことなども重要です。

2 「基本目標」に向けての考え方

(1) 互いに認めあい、参画する地域社会づくり

障害の有無にかかわらず「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう」地域社会を実現するため、広報活動や福祉教育等による「心のバリアフリー^{*}」・「心のユニバーサルデザイン^{*}」に努め、地域の協働^{*}やボランティア団体、NPO^{*}等による障害のある人への支援を促進します。また、障害のある人自身に対する教育の充実や就労の支援・促進に努めます。

障害のある人の生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進や、地域資源の活用による拠点づくりと「活動の場」の充実に努めていきます。

(2) わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制

障害特性に配慮した情報提供の充実に努め、情報のバリアフリー^{*}化を推進するとともに、障害のある人とその家族などが介護や生活等の相談を気軽にできるよう、包括的・重層的な相談体制のいっそうの充実に努めていきます。

(3) 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり

ホームヘルプ、コミュニケーション支援や「日常生活用具」の給付など、地域生活を支える福祉サービスの充実を図り、障害のある人の地域生活への移行を支援・促進します。また、地域における保健・医療サービスの体制の充実を図ります。

また、「障害者基本法^{*}」の改正（平成23年7月）で差別等が禁止され、障害のある人の人権に関する表現が強化された内容になったことや「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法^{*}）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法^{*}）」の制定（順に平成23年6月、同25年6月）等も踏まえて、障害のある人の権利擁護^{*}支援体制のいっそうの充実に取り組んでいきます。

(4) 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

「福祉のまちづくり」(物理的なバリアフリー*やユニバーサルデザイン*) や移送サービスの充実を進め、障害のある人が安心・快適に外出、社会参加していくための基盤を整備していきます。

また、「個別支援プラン」の作成など『東村山市災害時要援護者支援全体計画』等に基づく災害時等の支援や、防災・防犯体制の強化を図ります。

さらに、障害者自立支援協議会*を活用し、障害のある人が安心して地域で暮らしていくためのまちづくりを推進地域の障害者福祉に従事する支援員の支援力向上及び人材育成の支援を行います。

3 計画期間

本計画は、「地域福祉計画」の個別計画として位置づけられ、その計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間となります。(「Ⅲ 障害福祉計画」は平成30年度から32年度の3年間。)

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主な取り組み
認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山	1 互いに認め合い、参画する地域社会づくり	(1) 障害のある人への理解の促進(「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の促進)	① 広報・啓発活動の充実 ② 福祉教育の充実 ③ 地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進
		(2) 障害児教育の充実と障害者就労支援の推進	① 就学前教育(療育)・保育の充実 ② 放課後余暇活動の充実 ③ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 ④ 障害者就労支援の推進
		(3) 地域の協働による地域福祉体制の推進	① 地域ネットワークの推進 ② 社会福祉協議会との連携強化 ③ NPO等民間団体等との協働
	2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制	(1) 情報のバリアフリー化の推進	① 障害の特性に配慮した情報提供の充実 ② 多様な情報媒体の活用 ③ 行政との情報交換
		(2) 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実 ② 福祉サービスの利用支援
	3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり	(1) 地域生活を支える福祉サービス等の充実	① 自立を支援する福祉サービス等の充実 ② 地域で暮らすための支援体制の整備 ③ 意思疎通支援の充実 ④ 地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実
		(2) 地域での保健・医療サービス体制の充実	① 地域医療に関する福祉サービスの利用促進 ② 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理
		(3) 権利擁護支援体制の充実	① 権利擁護体制の充実
	4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり	(1) 安心・安全まちづくりの推進	① 避難行動要支援者対策の推進 ② 地域で支える体制づくり ③ サービスの質の向上の促進
		(2) 地域の人材育成・地域福祉の促進	① 地域の人材育成の支援
		(3) 福祉のまちづくり(バリアフリー・ユニバーサルデザイン)の促進	① バリアフリーの推進 ② 移送サービスの促進

Ⅱ 施策の展開

1 互いに認めあい、参画する地域社会づくり

＜お互いを認めあう地域社会への推進＞

(1) 障害のある人への理解の促進（「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン※」の促進）

主な取り組み	展開方向
①広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい課題についての広報や啓発活動等を通じて「ノーマライゼーション※」の理念の推進を図り、「地域共生社会※」づくりを進めます。 ○「障害者週間・福祉のつどい※」の開催等を通じて相互交流の場や機会を設けます。 ○それぞれの障害の特性に応じた障害理解の促進などの啓発活動を、行政機関等や家族、関係者も含めた地域住民に対して、障害者関係機関や団体等との連携のもと実施していきます。
②福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人への理解と認識を、子どもの頃から深めていくため、福祉教育の推進や障害者施設等における体験活動等の交流を検討していきます。
③地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民大運動会」「市民文化祭」「市民産業まつり」などへの障害のある人の参加を促進し、交流を図ります。 ○障害に関する講習会や障害者スポーツなどの開催等の推進・支援をします。 ○障害のある人の生涯学習活動を行っている自主的な活動を支援していきます。

(2) 障害児教育の充実と障害者就労支援の推進

主な取り組み	展開方向
①就学前教育（療育）・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○施設、人員等の状況に応じた障害児保育の受け入れの充実を図ります。 ○『東村山市子ども・子育て支援事業計画*』に基づき、幼児期における障害児保育・教育への支援を検討していきます。 ○早期発見・早期療育に努めるため、関係機関と連携して地域療育体制の推進を図ります。 ○『東村山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、児童クラブへの障害児受け入れに努めていきます。
②放課後余暇活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの療育を行う放課後等デイサービス事業所の質の向上が図れるよう支援します。
③インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○『東村山市特別支援教育推進計画』に基づいた教育の充実に向け、次のように取り組んでいきます。 ○「特別支援教室」を設置し、特別支援学級の充実を図ります。 ○専門家チーム、教員サポーターの活用を図ります。 ○特別支援教育への理解を促進するため、啓発活動に努めます。 ○一人ひとりのライフステージ*を見通した教育を行えるよう、相談体制・就学支援体制の充実を図ります。
④障害者就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が自立して生活を営むことができるよう、関係機関と連携して就労支援・定着支援の推進をします。 ○就労希望者の掘り起こし、職場の新規開拓や障害理解などによる就労の場の拡大に努めます。 ○「障害者優先調達推進法*」に基づく物品等の優先調達を進め、障害のある人の「福祉的就労*」を支援します。

＜住民が参画する地域福祉体制の推進＞

(3) 地域の協働※による地域福祉体制の推進

主な取り組み	展開方向
①地域ネットワークの推進	○地域福祉を効果的に推進するために「東村山市障害者自立支援協議会※」を軸にネットワーク化を図ることにより、情報交換、相互交流による連携と役割分担を進め、協働体制を推進します。
②社会福祉協議会※との連携強化	○地域における基幹的役割を担う市社会福祉協議会との連携を推進します。
③NPO※等民間団体等との協働	○NPO等民間団体、障害者関係機関や病院と連携し、障害のある人への支援を図ります。 ○市民による主体的な活動や地域コミュニティ活動を活性化させていくための支援をします。

2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制

<情報提供の充実>

(1) 情報のバリアフリー[※]化の推進

主な取り組み	展開方向
①障害の特性に配慮した 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者の養成に努め、手話通訳者派遣制度の推進をします。 ○要約筆記制度のPRを図ります。 ○音声コード[※]による通知文書等の発送を推進していきます。 ○障害のある人の日常生活の利便性を高める情報提供機器等を定期的に検討し、見直していきます。 ○図書のデイジー[※]化、市ホームページでの音声読み上げ、情報の点訳等、障害のある人への情報伝達手段を充実させます。
②多様な情報媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○市報・市ホームページ・ファクシミリ・電子メール・窓口等の多様な情報提供手段の活用を推進します。 ○地域のイベント情報等の集約と発信について検討を行います。
③行政との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人やその家族、関係者と行政との意見交換の機会を設け、情報の共有と相互理解の促進を図ります。

＜相談支援体制の充実＞

(2) 相談支援体制の充実

主な取り組み	展開方向
①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人とその家族などが介護や生活などの相談を気軽にできるよう、また、障害のある人の生活全般に関する相談にきめ細かく対応できるよう、地域の相談機関の機能強化・充実を図ります。 ○より身近な所で相談できるように、障害者相談員の活動の促進を図ります。 ○複雑・高度な相談支援のニーズに対応するため、その中核となる基幹型の相談支援体制の充実を図ります。 ○市内の社会福祉法人による「暮らしの相談ステーション」と連携を図ります。 ○難病のある人の相談先には医療機関も関与していることから、東京都や医療機関などと連携し、相談支援を実施します。
②福祉サービスの利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○より良い相談支援を行うとともに適切なサービスが利用できるよう、「サービス等利用計画※」を作成する相談支援事業所の相談支援体制の充実を支援します。

3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり

<地域生活を支える福祉・保健・医療サービスの充実>

(1) 地域生活を支える福祉サービス等の充実

主な取り組み	展開方向
①自立を支援する福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人へのホームヘルプサービス等のサービスの充実を図り、自立を図る訓練事業と介護者への支援策を推進します。 ○移動に支援を要する障害のある人の社会参加を促進する福祉サービス拡充の検討や、ガイドヘルパー[※]養成への協力を支援します。 ○市単独で実施している各種手当については、真に支援が必要な人に行き届くよう、見直します。
②地域で暮らすための支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の地域生活の基盤となるグループホーム[※]の開設への協力を行うとともに、生活を支援して地域移行を促進します。 ○入所施設や精神科病院等から住み慣れた地域での生活に移行できるよう、地域の相談支援体制の整備に努めます。 ○障害のある人の相談支援の充実・強化を図るため、地域生活の拠点などの整備について検討していきます。
③意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者および要約筆記者を派遣する等の「意思疎通支援事業」の充実を図ります。 ○視覚障害者への情報伝達手段としての用具について情報収集をします。
④地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に立ち寄り、さまざまな人と交流できるように、市内の地域資源や各施設を活用することで、相互交流を促進し、余暇活動の場や交流の場および居場所づくりを検討します。

＜こころやからだの健康増進＞

＜保健福祉や予防に関する意識の向上＞

(2) 地域での保健・医療サービス体制の充実

主な取り組み	展開方向
①地域医療に関する福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促進します。 ○各種医療費助成制度についての情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援します。
②保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病予防と健診の受診を勧奨し推進します。 ○保健所や医療機関との連携を強化し、障害のある人の保健・医療体制の充実や障害者歯科診療等の充実を図ります。

＜権利擁護支援体制の充実＞

(3) 権利擁護*支援体制の充実

主な取り組み	展開方向
①権利擁護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の権利を擁護するため、「成年後見制度*」や「地域福祉権利擁護事業」の充実を図ります。 ○「障害者差別解消法*」について市民の理解啓発に努めます。 ○障害のある人の虐待防止に向けた体制の充実を図ります。

4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

<安心・安全なまちづくりの推進>

(1) 安心・安全まちづくりの推進

主な取り組み	展開方向
①避難行動要支援者 [※] 対策の推進	<p>○『東村山市地域防災計画』に基づく「要援護者支援全体計画」の市民への周知を図るとともに、「個別支援計画」の作成を推進します。</p> <p>(※詳細については本計画第2編第2章44～45頁によります。)</p>
②地域で支える体制づくり	<p>○日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進します。</p> <p>○障害のある人が安心して生活できるよう、障害の特性に合わせた情報提供体制を推進します。</p>
③サービスの質の向上の促進	<p>○福祉施設での第三者評価[※]実施の促進を図ります。</p> <p>○障害のある人が安心してサービスを利用するために、信頼と実績のある良質な事業者によって各種の事業が地域に展開されるよう、東京都との情報共有や連携に努めます。</p>

＜地域における人材や事業所の育成と充実＞

(2) 地域の人材育成・地域福祉の促進

主な取り組み	展開方向
①地域の人材育成の支援	○「障害者自立支援協議会 [*] 」において、地域の障害者福祉に従事する支援員の支援力向上と人材育成の支援を行います。 ○地域の障害者福祉に従事する支援員の人材育成に関する会議等に参加し、地域福祉の促進が図れるようにします。

＜人にやさしいまちへの整備＞

(3) 福祉のまちづくり（バリアフリー・ユニバーサルデザイン※）の促進

主な取り組み	展開方向
①バリアフリー※の推進	<p>○障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための適切な環境整備を推進するために、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を検討します。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を向上させるため、道路の拡幅・改良、歩道設置、車道の分離を進めるとともに、バリアフリー化を推進します。 <p>【公共・民間施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「東京都福祉のまちづくり条例※」に沿って、公共施設等の整備に努めていきます。 <p>【公共交通機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの推進について、今後も公共交通事業者と協議を進めていきます。 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設の整備や改修にあたっては、障害のある人に配慮した設備の設置を検討していきます。
②移送サービスの促進	<p>○民間路線バスの推進を図るとともに、コミュニティバスの路線運行のあり方の改善、見直しを含め市内公共交通網のあり方を検討し、利便性の促進を図ります。</p> <p>○「移送サービス事業」は、障害のある人の社会参加を促進していくための事業のありかたを検討しながら、推進していきます。</p>

Ⅲ 障害福祉サービスの目標と取り組み

1 計画策定の概要

(1) 計画策定の背景

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法^{*}」という。）では、それまで定められていた障害者の範囲を見直し、難病等の患者を法律の対象として加える等の新たな障害福祉施策が講じられました。また、18歳未満の障害のある子どもについては、身近な地域で支援を受けられるよう、平成24年4月に児童福祉法が改正され、「児童発達支援事業」や「放課後等デイサービス事業」が創設される等、近年、障害福祉関連施策においては、めまぐるしく法施行・法改正が行われているところです。

これらの状況を踏まえ、「第5期東村山市障害福祉計画」には、国の基本指針に新たに定められた「市町村障害児福祉計画」を加え、第4期計画の成果目標および見込み量の実績値等に関して検証を行って新たな成果目標を定めるとともに、平成30年度から平成32年度までのサービス見込み量を推計しました。

①計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」ならびに児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。また、本計画は、市政の基本的な指針である『東村山市総合計画』および保健・医療・福祉関連の部門別計画の上位計画である『東村山市地域福祉計画』ならびに障害者基本法^{*}第11条第3項の規定に基づき策定している『東村山市障害者福祉計画』、さらにその他の福祉関連計画と整合を図りながら策定しました。

②計画の期間

本計画は平成19年3月に第1期計画を策定し、以後3年ごとに必要な見直しを行いながら策定してきました。第5期計画は、国の基本指針を踏まえ、第4期計画の実績値、地域の実情を勘案し、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間としています。

③計画策定の体制

本計画は「東村山市障害者福祉計画推進部会」にて、計画案を協議した上で、「東村山市障害者自立支援協議会^{*}」の意見や、パブリックコメントの実施による、障害のある人を含む地域住民の意見を受けながら策定しました。

東村山市地域福祉計画

(2) 障害のある人の自立支援の制度（平成 29 年度時点）

障害者総合支援法[※]による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の実情に合わせて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付のうち、各事業所で行われている直接的なサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。また、18歳未満の障害のある子どもに対するサービスや相談支援は、児童福祉法に基づき実施されています。

なお、「地域生活支援事業」は、都道府県や市町村が地域の実情に合わせて行う事業で、市町村によってサービスのメニューや内容が異なることもあります。専門性の高い相談事業や人材育成等については当道府県が支援を行います。

(3) 基礎指標

基礎指標	現 状（平成 29 年）	推 計（平成 32 年）
総人口	150,541 人	151,835 人
身体障害者手帳 [※] 所持者	5,247 人	5,414 人
愛の手帳 [※] 所持者	1,082 人	1,173 人
精神障害者保健福祉手帳 [※] 所持者	1,639 人	1,878 人
精神通院医療受給者	3,114 人	3,353 人
難病医療費助成認定者	1,470 人	1,565 人

※1 総人口は1月1日時点、その他は4月1日時点の人数です。

※2 総人口は、「第4次総合計画・後期基本計画基礎調査報告書」に基づいた推計値です。

※3 平成32年の推計値は、障害種別ごとの平成26年から同29年までの変動率をもとに、平成32年の総人口の推計値を勘案して見込んでいます。

2 成果目標

(1) 成果目標の設定

地域生活移行、就労支援、精神障害のある人の地域生活支援、障害児支援の提供体制といった様々な課題に対応するため、以下の各項目において、国の基本指針における考え方を踏まえた上で、当市におけるこれまでの実績および実情を加味し、以下のとおり成果目標を設定します。

A 施設入所者の地域生活への移行

1) 地域生活移行者数

国の基本指針	
平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。	

【実績】

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	累計
地域生活移行者数	1人	1人	0人	3人	5人

【現入所者数及び目標】

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	106人	平成28年度末時点の数値です。
平成32年度入所者数 (B)	106人	平成32年度末時点の利用人員を見込んでいます。当市においては、施設入所の待機者が多くいるため、入所者の地域生活への移行を進めると同時に、待機者の減少も図る必要があることから、平成28年度末時点の入所者数と同数の目標値を設定します。
【目標値】 削減見込 (A - B)	0人	平成28年度末時点の入所者数と同数の入所者数を見込みます。
【目標値】 地域生活移行者数	3人	平成32年度末までに施設から地域移行する方の目標値です。当市においては、平成29年度の施設入所者数の見込みが109人となることを踏まえしました。

【今後の取り組み】

施設を退所して、地域での生活を希望する障害のある人のニーズ把握に努め、地域で安心して暮らすための方策について引き続き検討します。

東村山市地域福祉計画

B 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場

国の基本指針	
平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	

【目標】

項目	H29 年度	H30 年度以後
保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置済み	継続

【今後の取り組み】

当市では精神障害のある人の支援に携わる保健・医療・福祉関係者等で構成される「東村山市精神保健福祉ケア検討会」を月に1回開催し、情報交換や課題の共有等を行う協議の場を設置しています。引き続き、保健・医療・福祉の緊密な連携が図られるよう推進します。

C 地域生活支援拠点[※]の整備

1) 地域生活支援拠点数

国の基本指針	
市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。	

【目標】

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域生活支援拠点数	検討	検討	設置

【今後の取り組み】

重度の障害のある人等が地域で安心した生活を送ることができるよう、「障害者自立支援協議会[※]」を活用しながら検討を進め、相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」を軸に既存の施設を活用した面的整備を進めていきます。

D 福祉施設から一般就労への移行

1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	
平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。	

【実績】

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	累計
福祉施設からの 一般就労移行者数	4人	15人	12人	10人	41人

【目標】

項目	数値	考え方
平成32年度の一般就労移行者数	10人	平成26～28年度における平均値を上回ることを目標とします。

【今後の取り組み】

障害のある人の障害特性に応じた就労支援を図るとともに、一般就労につながるよう「障害者自立支援協議会※」等を活用し、就労移行支援事業所の支援をします。

2) 「東村山市障害者就労支援室」を利用した一般就労者数

東村山市では障害のある人の就労支援について、国の基本指針に定められた成果目標に関する事業以外にも、東京都補助事業による障害者就労支援事業（「東村山市障害者就労支援室」）を実施しています。東京都においては、本事業における一般就労者数に関する目標を設定していることから、都と市の計画の整合を図るため、本計画において、都同様に目標値を設定します。

【実績】

項目	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)
東村山市障害者就労 支援室を利用した 一般就労者数	53人	51人	50人

東村山市地域福祉計画

【目標】

項目	数値	考え方
東村山市障害者就労支援室を利用した 平成 32 年度の一般就労者数	40 人	事業開始以来、障害のある人が一定程度、一般就労したことにより、平成 28 年度以後は、実績が減少に転じることが見込まれるため、平成 32 年度においては、平成 28 年度の実績の 8 割の水準の維持をめざします。

【今後の取り組み】

これまでの取り組みにより、一般就労者が増加し、現在は離職防止等の職場定着支援に関するニーズが高まっているため、今後は就労を新たに希望される方の支援とともに、職場定着支援を推進していきます。

3) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針
平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加させることをめざす。

【実績】

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)
就労移行支援事業の利用者数	41 人	27 人	46 人	40 人

【目標】

項目	数値	考え方
平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者数	39 人	平成 27・28 年度における利用者数の平均値を上回ることを目標とします。

【今後の取り組み】

障害のある人の障害特性に応じて作成される「サービス等利用計画*」や「アセスメント*結果シート」を踏まえ、就労移行支援事業の利用が適している人が適切に利用できるよう支援します。

4) 就労移行支援事業所の就労移行率

国の基本指針	
就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることをめざす。	

【目標】

項目	数値	考え方
平成32年度の一般就労移行率が3割以上の事業所の割合	30%	これまでの実績および実情を踏まえて設定しました。

【今後の取り組み】

就労移行支援事業に適した障害のある人を把握するとともに、「サービス等利用計画※」を踏まえ、引き続き一般就労への移行を促進していきます。

5) 就労定着支援事業所による支援開始から1年後の職場定着率

国の基本指針	
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。	

【目標】

項目	数値	考え方
就労定着支援事業所による支援開始から1年後の職場定着率	50%	就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の職場定着率として、50%以上の定着をめざします。

【今後の取り組み】

新設サービスのため今後の国や都の動向を注視するとともに、既存の事業所の活用も踏まえ、企業へ職場定着が図られるよう支援していきます。

東村山市地域福祉計画

E 障害児支援の提供体制の整備等

1) 児童発達支援センター*

国の基本指針	
平成32年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	

【目標】

項目	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援センター	検討	検討	検討

【今後の取り組み】

国や都の動向を注視するとともに、「児童発達支援センター」を設置している市の視察等を行いながら、設置の検討をします。

2) 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の基本指針	
平成32年度末までに、すべての市町村において、「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することを基本とする。	

【目標】

項目	H30年度	H31年度	H32年度
保育所等訪問支援を利用できる体制	検討	検討	検討

【今後の取り組み】

利用者ニーズを適切に把握し、当市における事業実施の必要性も含めて検討していきます。

3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所

国の基本指針	
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」事業所および「放課後等デイサービス」事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	

【目標】

項目	H29年度（見込み）	H30年度	H31年度	H32年度
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所

【今後の取り組み】

当市においては既に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所が設置されています。今後も、国の「重症心身障害児在宅療育支援事業」等の動向を注視しながら、重症心身障害児が適切な療育を受けられるよう支援します。

4) 医療的ケア児[※]支援の協議の場

国の基本指針
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

【目標】

項目	H29年度	H30年度
医療的ケア児支援の協議の場	検討	設置

【今後の取り組み】

医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう、「障害者自立支援協議会[※]」を活用し、協議の場の設置を検討します。

3 障害福祉サービス等の見込量

平成30年度から32年度の間における、サービス等の種類ごとの必要な量の見込みについて、推計を行います。

(1) 障害者総合支援法^{*}に基づくサービス等の見込量

A 訪問系サービス

【事業名・概要】

ア 居宅介護^{*}

居宅で、入浴、排せつ、家事援助、通院介助等を行います。

※障害支援区分が「区分1」以上（障害児はこれに相当する心身の状態）である人。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由もしくは重度の知的障害および精神障害であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護および外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

※障害支援区分が「区分4」以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること（その他経過措置あり）。

※平成30年4月の障害者総合支援法改正に伴い、訪問先が入院中の医療機関にも拡大されます。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対し、移動時およびそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

エ 行動援護

知的障害または精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

※障害支援区分が「区分3」以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること。

オ 重度障害者等包括支援

意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態ならびに知的障害または精神障害により行動上著しい困難があり常時介護を要する方に、「居宅介護」等複数のサービスを包括的に行います。

※障害支援区分が「区分6」（障害児は「区分6」に相当する心身の状態）であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている場合等。

【実績】（1か月あたりの利用時間、実利用者数）

項目	事項	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)
居宅介護※	利用時間	14,329	13,552	14,032
重度訪問介護 同行援護				
行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	383	409	417

【見込量】（1か月あたりの利用時間、実利用者数）

項目	事項	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護	利用時間	14,012	14,053	14,094
重度訪問介護 同行援護				
行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	428	439	450

【今後の取り組み】

訪問系サービスは、障害のある人の地域生活を支える根幹をなすとも言えるサービスであり、今後、障害のある人および介護者の高齢化等により利用が増える見込みであるため、必要な人が、適切にサービスを利用できるよう努めます。

B 日中活動系サービス

【事業名・概要】

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

※障害支援区分が、「区分3」（障害者施設入所者は「区分4」）以上の人。年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が、「区分2」（障害者施設入所者は「区分3」）以上の人。

イ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、身体障害者または難病等の人に一定期間、必要な訓練を行います。

東村山市地域福祉計画

ウ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、知的障害者または精神障害者に一定期間、必要な訓練を行います。

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のための必要な相談等を行います。

また、特別支援学校卒業後に「就労継続支援」を利用する人については、就労移行支援事業を利用し、その人の能力・適性についてアセスメント*を行います。

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、生産活動に関する知識等の向上のために必要な訓練を行います。

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人や一定年齢に達している人等に、働く場を提供するとともに、生産活動に関する知識等の向上のために必要な訓練を行います。

キ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

ク 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。

ケ 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、障害者支援施設等に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

コ 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、病院等に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【実績】（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H27年度	H28年度	H29年度(見込み)
生活介護	248	260	275
自立訓練(機能訓練)	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	11	8	15
就労移行支援	27	33	33
就労継続支援（A型）	13	22	21
就労継続支援（B型）	526	511	518
就労定着支援			
療養介護	32	31	32
短期入所（福祉型）	265	269	297
短期入所（医療型）	162	152	140

【見込量】（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	284	293	302
自立訓練(機能訓練)	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	14	15	16
就労移行支援	35	37	39
就労継続支援（A型）	23	24	25
就労継続支援（B型）	520	525	530
就労定着支援	1	5	10
療養介護	33	34	35
短期入所（福祉型）	307	317	327
短期入所（医療型）	138	136	134

東村山市地域福祉計画

【今後の取り組み】

日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生等の新たな利用者の進路状況の把握に努めるとともに、個々の障害特性に応じて作成される「サービス等利用計画*」を踏まえながら、適切にサービスが利用できるよう支援します。

C 居住系サービス

【事業名・概要】

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム*等から一人暮らしへの移行をした場合に地域生活を支援するために、一定期間にわたり定期的な巡回や訪問を行います。

イ 共同生活援助（以下「グループホーム」と言います。）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

ウ 施設入所支援

入所した施設において、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【実績】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度(見込み)
自立生活援助			
グループホーム	92	100	100
施設入所支援	105	106	109

【見込量】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立生活援助	1	5	10
グループホーム	110	120	130
施設入所支援	108	107	106

【今後の取り組み】

グループホームの利用については、引き続き利用者のニーズ把握に努め、必要な施設整備をするとともに、新設サービスである自立生活援助について国・都の動向を注視しながら、総合的に勘案し、利用の促進を図っていきます。

また、施設入所から地域移行を促進する一方、施設入所を希望する待機者がいるため、ニーズの適切な把握に努め、真に施設入所に適した人の支援をしていきます。

○市内グループホーム*定員数

東京都の策定する「東京都障害福祉計画」において数値目標が設定されていることから、都と市の計画の整合を図るため、「東村山市障害福祉計画」においても数値目標を設定します。

【実績】（定員数）

項目	H29 年度
グループホーム	84

【見込量】（定員数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
グループホーム	92	97	102

【今後の取り組み】

引き続き、グループホーム希望者の適切なニーズ把握に努めながら、当市において障害福祉サービスの提供実績のある法人等と連携して、障害のある人が安心して生活を送ることができるグループホームの設置を進めていきます。

D 相談支援

ア 計画相談支援

【概要】

障害福祉サービス利用者が適切にサービスを利用できるよう、障害のある人の生活状況等を勘案し、「サービス等利用計画*」を作成するとともに、利用に関する調整等を行います。また、一般的な相談に対応する「基本相談支援」も実施します。

なお、障害福祉サービスを利用する全ての方は、「サービス等利用計画」の作成が義務づけられています。

【実績】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度(見込み)
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	94	108	111

【見込量】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	119	127	135

東村山市地域福祉計画

今後の取り組み】

障害のある人の障害特性や生活状況等を勘案し、本人が希望する障害福祉サービスの利用ができるよう、「障害者自立支援協議会※」を活用し、市内の相談支援事業者の育成に努めます。

イ 地域移行支援

【概要】

施設や病院に長期入所・入院している人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもと住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行います。

【実績】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H27年度	H28年度	H29年度（見込み）
地域移行支援	0	1	3

【見込量】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H30年度	H31年度	H32年度
地域移行支援	3	3	3

【今後の取り組み】

施設や病院に長期入所・入院している人が、地域で生活できるように関係機関等と連携し、障害のある人の障害状況等を総合的に踏まえた上で、適切な支援が受けられるように努めます。

ウ 地域定着支援

【概要】

居家で一人暮らしをしている人に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

【実績】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H27年度	H28年度	H29年度（見込み）
地域定着支援	0	1	1

【見込量】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H30年度	H31年度	H32年度
地域定着支援	3	3	3

【今後の取り組み】

障害のある人が、住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう、日常生活の相談などのサポートを受けながら、自立に向けた支援を行います。

(2) 児童福祉法に基づくサービス等の見込量（「第1期障害児福祉計画」）

国の基本指針により、「第4期障害福祉計画」に盛り込まれていた「障害児通所支援」等のサービスについては、「障害児福祉計画」にて策定することが義務づけられたことから、本市として、平成30年度から「第1期障害児福祉計画」を策定し障害児通所支援等の見込み量について推計を行います。

A 障害児通所支援

【事業名・概要】

ア 児童発達支援

未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センター^{*}や医療機関等に通り、「児童発達支援」のサービスや治療を行います。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を提供します。

エ 放課後等デイサービス

就学児に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流等を行います。

オ 保育所等訪問支援

保育所等において、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【実績】（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H27年度	H28年度	H29年度(見込み)
児童発達支援	569	681	808
医療型児童発達支援	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援			
放課後等デイサービス	1,226	1,756	2,240
保育所等訪問支援	1	1	2

東村山市地域福祉計画

【見込量】（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童発達支援	890	980	1,070
医療型児童発達支援	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
放課後等デイサービス	2,640	3,240	3,440
保育所等訪問支援	1	2	3

【今後の取り組み】

障害児が個々の障害特性に応じ、早期に療育の支援を受けられるよう、必要な関係機関と連携し適切なサービス提供ができるよう支援します。

B 障害児相談支援

【概要】

児童福祉法に基づく障害児の通所サービスを利用する場合、障害児の状況を勘案しながら「障害児支援利用計画」を作成し、適切な利用ができるよう、調整等を行います。

【実績】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度(見込み)
障害児相談支援	12	22	32

【見込量】（1か月あたりの実利用者数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害児相談支援	35	40	45

【今後の取り組み】

多様化する障害児の相談やニーズを踏まえ、より専門的な相談支援体制の構築を図るために、相談支援事業所の人材確保と質の向上に努めます。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

当市では、障害のある人のニーズやこれまでの事業の実施状況、市の財政状況等を踏まえ、必要なサービスを実施していきます。

A 相談支援事業

1) 障害者相談支援事業

【概要】

障害のある人やその保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言等を行います。

【実績】（実施箇所数）

項目	H29 年度
障害者相談支援事業	2

【見込量】（実施箇所数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害者相談支援事業	2	2	2

【今後の取り組み】

障害のある人や家族からの相談に応じるとともに、必要に応じ各関係機関と連携しながら、適切な支援を行います。

2) 基幹相談支援センター

【概要】

市内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割として、さまざまな相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。

【実績】（設置の有無）

項目	H29 年度
基幹相談支援センター	設置なし

【見込量】

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
基幹相談支援センター	検討	設置	継続

東村山市地域福祉計画

【今後の取り組み】

複雑・高度な相談支援のニーズに対応するため、中核となる基幹型の相談支援体制の充実を図るとともに、市内の相談支援事業所の人材育成が図られるよう支援します。

B 地域活動支援センター

【概要】

障害のある人に対して創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進等を行います。機能強化の種類により、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型に分類され、当市ではⅠ型の機能強化事業を1施設で実施しています。

【実績】

項目	H27年度	H28年度	H29年度(見込み)
実施箇所数(Ⅰ型)	1	1	1
利用者数/年	105	107	100

【見込量】

項目	H30年度	H31年度	H32年度
実施箇所数(Ⅰ型)	1	1	1
利用見込者数/年	100	100	100

【今後の取り組み】

今後もサービスを必要とする人が登録・利用できるよう、引き続きニーズを把握し、地域の実情を踏まえながら、実施するプログラムの充実を図ります。

C 相談支援機能強化事業

【概要】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

【実績】(実施の有無)

項目	H29年度
相談支援機能強化事業	実施している

【今後の取り組み】

相談支援機能強化のため、関係機関および関係職種との情報交換や勉強会等により、専門的職員の育成・充実を図ります。

D 成年後見制度※利用支援事業**【概要】**

知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援護者となる成年後見人等を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

【実績】（実施の有無）

項目	H29 年度
成年後見制度利用支援事業	他施策の事業と共に包括的に実施

【今後の取り組み】

引き続き、市社会福祉協議会※で実施している「成年後見制度推進事業」と「福祉サービス総合支援事業（「地域福祉権利擁護※事業」を含みます）」を一体的に実施し、障害のある人が住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

E 意思疎通支援事業**【概要】**

意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。当市では「手話通訳者派遣事業」、「要約筆記者派遣事業」、「手話通訳者設置事業」を実施しています。

【実績】（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度（見込み）
手話通訳者派遣事業	41	38	36
要約筆記者派遣事業	6	6	6

【見込量】（1か月あたりの延べ利用者数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話通訳者派遣事業	39	39	39
要約筆記者派遣事業	6	6	6

【今後の取り組み】

これまで、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣ともに通院の際に多く利用されていることを踏まえながら、今後もより多くの人々がサービスを利用できるよう、支援者の確保に努めるとともに、制度の理解促進に努めます。

東村山市地域福祉計画

F 手話奉仕員養成研修事業

【概要】

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙と手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成する事業です。

【実績】（「手話講習会通訳養成クラス」修了者数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度（見込み）
手話奉仕員養成研修事業	5	3	5

【見込量】（「手話講習会通訳養成クラス」修了者数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話奉仕員養成研修事業	5	5	5

【今後の取り組み】

「手話講習会」（入門・基礎・応用・養成）を実施し、手話通訳者や日常会話程度の手話表現技術を習得した手話ボランティアの養成研修に努めていきます。

G 日常生活用具給付等事業

【概要】

障害のある人の自立の支援や社会参加の促進を図るために、日常生活用具の購入費用や住宅改修費の助成を行います。

【実績】（年間の給付等件数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度（見込み）
介護訓練支援用具	10	15	14
自立生活支援用具	25	36	40
在宅療養等支援用具	14	12	16
情報・意思疎通支援用具	24	20	28
排泄管理支援用具	279	280	304
住宅改修費	5	9	10

※「排泄管理支援用具」については、年間給付実人数。

【見込量】（年間の給付等件数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護訓練支援用具	16	18	20
自立生活支援用具	42	44	46
在宅療養等支援用具	17	18	19
情報・意思疎通支援用具	30	32	34
排泄管理支援用具	312	340	348
住宅改修費	11	12	13

※「排泄管理支援用具」については、年間給付実人数。

【今後の取り組み】

引き続き、日常生活用具の品目等について検討し、必要とされる人への適正なサービス提供に努めます。

H 移動支援事業

【概要】

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とする事業です。

【実績】（1 か月あたりの実利用者数・利用時間）

項目	H27 年度		H28 年度		H29 年度（見込み）	
	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
知的・精神障害	130	840	134	847	131	860
肢体不自由	5	70	5	70	5	61
視覚障害	17	229	15	199	15	198
合 計	152	1,139	154	1,116	161	1,090

【見込量】（1 か月あたりの実利用者数・利用時間）

項目	H30 年度		H31 年度		H32 年度	
	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
知的・精神障害	135	886	139	914	143	942
肢体不自由	6	82	6	82	6	82
視覚障害	14	182	14	182	14	182
合 計	155	1,150	159	1,178	163	1,206

【今後の取り組み】

東村山市地域福祉計画

移動に関して支援が必要な障害のある人に、地域での自立生活や社会参加を推進するため、適正なサービスの決定を行うとともに、類似するサービスについては、「自立支援給付」への移行を推進していきます。

I その他の事業

ア 訪問入浴サービス事業

【概要】

家庭において入浴が困難な障害のある人に対し、介助者等を派遣します。

【実績】（1か月あたりの利用回数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度(見込み)
訪問入浴事業	24	20	20

【見込量】（1か月あたりの利用回数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問入浴事業	20	20	20

【今後の取り組み】

適切なサービス提供ができる事業者へ委託し、引き続き事業を実施していきます。

イ 日中一時支援事業

【概要】

介護者の疾病その他の理由により、日中に介護を受けることが困難になった障害のある人に対して、一時的に施設等を利用して支援を行います。

【実績】（1か月あたりの延べ利用回数）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度(見込み)
日中一時支援事業	49	45	49

【見込量】（1か月あたりの延べ利用回数）

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
日中一時支援事業	49	49	49

【今後の取り組み】

障害のある人が緊急時等において、支援を必要とするときに利用できるよう、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、引き続き事業を実施します。